

## 関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2007年10月号

### 外国人を雇用する場合、届出が義務化！

#### ◆改正雇用対策法が10月1日より施行

「雇用対策法の一部を改正する法律」が平成19年10月1日から施行されます。外国人雇用に関する改正内容は以下の通りです。

#### ◆外国人雇用状況の届出が義務化

平成19年10月1日から、すべての事業主に、外国人労働者（特別永住者および在留資格が「外交」・「公用」の者を除く）の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限、国籍等を記載してハローワークへ届出することが義務付けられます。

この届出は、雇用保険の被保険者に該当するしないにかかわらず届け出なければならず、届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、**30万円以下の罰金**の対象となります。

また、平成19年10月1日時点ですでに雇用されている外国人労働者についても、改正法施行後1年間（平成20年10月1日まで）に届出の提出が必要となります。これにより、例年行っていた6月1日時点での雇用状況報告書の提出がなくなります。

※上記内容の確認方法は？

〔氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍〕→「外国人登録証明書」または「旅券（パスポート）」

〔資格外活動許可の有無〕→「資格外活動許可証」または「就労資格証明書」

#### ◆外国人労働者の雇用管理の改善が努力義務に

事業主は、外国人労働者について労働関係法令および社会保険関係法令を遵守し、外国人労働者が適切な労働条件および安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるように、次に定める事項について、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

1. 外国人労働者の募集および採用の適正化
2. 適正な労働条件の確保
3. 安全衛生の確保
4. 雇用保険、労災保険、健康保険および厚生年金保険の適用
5. 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等
6. 解雇の予防および再就職援助

# 遺族年金の基礎知識

## 遺族基礎年金と遺族厚生年金のポイント

- ◇遺族年金の受給資格は亡くなった人（主に夫）の年金歴で判断します。
- ◇遺族基礎年金は子（18歳未満＝以下同じ）のいる妻に支給されます。
- ◇厚生年金の夫が亡くなると、妻に遺族厚生年金が支給されます。
- ◇遺族厚生年金の中高年寡婦加算は40歳をすぎた妻に支給されます。
- ◇国民年金の夫が亡くなったとき、子のいない妻には寡婦年金または死亡一時金が支給されます。

## ◆妻に支給される遺族年金の種類

### ① 自営業（国民年金）の夫がなくなったとき

- 18歳未満の子がいる妻 遺族基礎年金
  - 18歳未満の子 1人・・・1,020,000円
  - 2人・・・1,247,900円
  - 3人・・・1,323,800円
- 子のいない妻 死亡一時金 または 寡婦年金（60歳～64歳）

### ② サラリーマン（厚生年金）の夫がなくなったとき

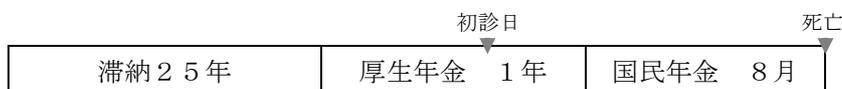
- 18歳未満の子がいる妻・・・遺族基礎年金 プラス 遺族厚生年金
  - 18歳未満の子のいない妻（40歳未満）・・・遺族厚生年金
  - 18歳未満の子のいない妻（40歳～64歳）・・・遺族厚生年金 プラス 中高年寡婦加算
- 遺族厚生年金の額は報酬比例部分（最低300月保障）の額の3分の2です。  
中高年寡婦加算は59万4200円です。  
中高年寡婦加算は65歳になると加算額が減額（経過的寡婦加算）になります。

## ◆ 遺族厚生年金が支給される時

- ① 現職サラリーマンの死亡（在職中の死亡）
- ② 病気退職後の死亡（初診日から5年以内）
- ③ 障害年金受給者の死亡（1級・2級の障害年金に該当するとき）
- ④ 老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金を受給中の人の死亡
- ⑤ 老齢厚生年金を受給できるだけの加入年数がある人の死亡

## 重要

- ◆ 保険料滞納期間が長いと遺族年金は支給されません。
- ◆ 死亡前の1年間、保険料を納めていれば支給要件を満たします。



## 試用期間の延長は可能か



入社時に「試用期間 3 か月」と説明し、採用しましたが、遅刻が多く、態度が横柄なため、試用期間を延長し、様子をみたいと思いますが、可能でしょうか。（事業主）

### ◆試用期間延長は労働者にとっての不利益に

多くの会社で、入社後の一定期間、新入社員に試用期間を課しています。会社が、試用期間を延長すると、試用期間満了後に昇給がある場合など、期待した額の給料がもらえなかったり、地位が不安定になったりするなど、労働者に不利益となります。

### ◆試用期間の延長は原則不可

そのため、延長する特段の事情が会社側でない限り、原則として認められません。何らかの理由で例外的に試用期間を延長する場合、必ず期間満了前に本人に告知する必要があります。

試用期間について、労働基準法などの法律に規定はありません。試用期間は主に書類や面接では判断できない新入社員の能力や適格性などを会社が見極めるための期間とされますが、その長さは会社によって様々です。

### ◆例外的に延長する場合もあり

労働者側の勤務態度や能力に大きな問題がある場合、例外的に期間を延長するケースがあります。ただし、延長の可能性を就業規則で明示して

おくべきか否かは専門家の見解も分かれています。

不意の延長は労働者の不利益になりますので、延長の可能性や理由、期間を就業規則などで明示する必要があるとする考えがある一方で、最初の試用期間で不適合と判断されれば、会社側は解雇も可能ですが、試用期間の延長には、もう一度労働者に機会を与える側面もあるということもあります。つまり“敗者復活”という意味合いです。

### ◆試用期間中の解雇について

試用期間中の従業員であっても、雇用した日から14日を越えて引き続き勤務していれば、解雇予告が必要となります（労働基準法21条）。これは、いつ解雇されるかわからない不安定な状況が労働者に長期間続くことは酷であるためです。

したがって、就業規則で試用期間を「3カ月」とか「6カ月」と定めていても、雇用した日から14日を超えていれば、解雇予告制度が適用になりますので、注意が必要です。

なお、健康保険・厚生年金・雇用保険への加入は、試用期間であっても義務加入です。



# トピックス



## ●景気回復でも民間給与が9年連続ダウン

民間企業に勤める人が2006年中に得た平均給与は434万9,000円で、前年を1万9,000円下回ることが、国税庁の実態統計調査でわかった。サラリーマンの平均給与所得は9年連続で減少したことになる。また、同調査で、給与が1,000万円超の人の数と300万円以下の人の数が増えていることもわかり、給与所得の格差が拡大している。(9月28日)

## ●サービス残業 ヤマト運輸に是正勧告

集配業務に従事するドライバーにサービス残業をさせていたとして、宅配便大手のヤマト運輸が大阪南労働基準監督署から労基法違反で是正勧告を受けていたことがわかった。出勤を管理する携帯端末に記録された時間と給与計算に使う勤怠記録の労働時間に差があり、超勤時間が実際より短くなるケースがあったもの。同社は勧告に従い運転手約40人分の未払い分を確認して支給するとしている。(9月24日)

## ●飲酒運転・ひき逃げに罰則強化

飲酒運転・ひき逃げの罰則強化を柱とする改正道路交通法が、9月19日に施行された。同法では、飲酒運転・ひき逃げ犯に対する罰則を厳罰化したほか、飲酒運転者の周辺者に対する罰則を新設。警察庁は、同法の施行とともに関係機関・団体との連携を強化して飲酒運転対策を進めることにしている。(9月19日)

## ●新卒者の初任給が大幅増の傾向

2007年3月の新卒者の初任給(事務系)は大卒者が20万5,074円(前年比1,354円増)、短大卒者が17万2,577円(同1,041円増)と大幅にアップしたことが、日本経団連が会員企業などを対象に行った調査でわかった。また、大企業よりも中小企業の大卒初任給が高い(大企業を100とすると中小企業は100.9)ことがわかった。(9月4日)

## ●厚年基金請求漏れで124万人に年金未支給

企業年金連合会(転職などで厚生年金基金を中途脱退したり会社の基金が解散したりした人の年金資産の運用・給付などを行っている)は、2006年度末時点で受給資格のある60歳以上の人(約400万人)のうち、約124万人に対して本来支払うべき年金を支給していないことを明らかにした。いずれも受給資格者が請求手続を行っていないことによるもので、総額は1,544億円に上るとみられる。(9月6日)

## ●店長を管理職から除外 紳士服のコナカ

紳士服専門店大手のコナカは、今年6月に労働基準監督署から是正指導を受けたことに対応して、仕事上の裁量権などを十分に与えられていないとされた約330人の店長全員について、管理監督者から外して法定労働時間を適用することを決定した。(9月5日)